

吸収分割に関する事後開示書類

2025 年 11 月 1 日

東京都品川区西五反田二丁目 20 番 4 号
パーク二四株式会社
代表取締役社長 CEO 西川 光一

東京都品川区西五反田二丁目 20 番 4 号
タイムズ 24 株式会社
代表取締役社長 西川 光一

パーク二四株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）とタイムズ 24 株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2025 年 9 月 16 日付吸収分割契約書に基づき、2025 年 11 月 1 日を効力発生日として、吸収分割会社が英国、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、マレーシア及び台湾において行う海外駐車場事業（以下「対象事業」といいます。）に関して有する権利義務等を吸収分割会社から吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いましたので、会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に定める事項を、以下のとおり開示いたします。

1. 吸収分割が効力を生じた日

2025 年 11 月 1 日

2. 吸収分割株式会社における手続の経過

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（差止請求）

本件分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第 784 条の 2 の規定による請求を行うことのできる株主はありません。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

本件分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第 785 条の規定による手続は行っておりません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

吸収分割会社において、会社法第 787 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

吸収分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 9 月 29 日付で官報公告及び電子公告を行いました。が、会社法第 789 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収分割承継会社における手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（差止請求）

会社法第 796 条の 2 の規定による吸収分割の差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

吸収分割会社は、吸収分割承継会社の完全親会社であり、かつ、特別支配会社であるため、会社法第 797 条第 3 項の規定に基づき、吸収分割承継会社の株主（吸収分割会社）に対する通知は行っていません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 9 月 29 日付で官報公告及び電子公告を行いました。が、会社法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、本件分割の効力発生日をもって、吸収分割会社から、吸収分割会社を対象事業に関して有する権利義務を承継しました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

効力発生日である 2025 年 11 月 1 日以降、速やかに変更登記申請を行う予定です。

6. その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。